

新型コロナウイルス感染症関連対策のお知らせ

がんばろう
愛西

令和3年5月28日時点

◆市内小中学校給食費無償化等事業

☎ 学校教育課 ☎ (55)7136



内 容：子育て世代への負担軽減を目的として、市内小中学校の給食費を無償化または、給食費等支援金を支給します。

【給食費無償化の対象となる方】

対 象：市内小中学校に就学し、学校給食の提供を受けている児童生徒

対象期間：令和3年6月～12月

申請方法等：手続きは不要です。

【給食費等支援金の対象となる方】

対 象：市内小中学校に就学しているが、病気やアレルギー対応などにより給食の提供を受けていない児童生徒の保護者または市外の小中学校（私立の小中学校など）へ就学している児童生徒の保護者

対象期間：令和3年6月～12月

申請方法等：令和4年2月28日(月)までに申請が必要です。

支 給 額：小学生 上限額4,300円/月 中学生 上限額5,000円/月

◆子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯分）

☎ 子育て支援課 ☎ (55)7118

目 的：新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）に生活支援を行います。

内 容：給付金を支給

対 象：①を満たし、②または③に該当する方 ※ただし、ひとり親世帯分の給付金を受けられた方を除く。

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等（令和4年2月末までに生まれた新生児も対象となります。）

②令和3年度住民税非課税の子育て世帯

③令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった子育て世帯

申請方法等：・①のうち、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者(令和4年2月までに生まれた新生児を含む)で、②に該当する方は申請不要です。

・上記以外の方は、申請が必要です。

支 給 額：児童1人につき5万円

◆新生児子育て応援給付金事業

☎ 子育て支援課 ☎ (55)7118

目 的：新型コロナウイルス感染症による影響に対する生活支援策として、新たに出生した子育て家庭に支援を行います。

内 容：新生児子育て応援給付金を支給

対 象：次の期間に生まれ、出生日から市内に住民登録をされたお子さんの保護者

①令和3年4月1日～令和4年3月31日

②令和2年4月28日～令和3年3月31日（令和2年度にこの給付金を受けられた方は、対象となりません。）

※ただし、お子さんの出生日から給付金の申請日までお子さんと保護者の住所が市内にあり、保護者の住所がお子さんの出生日を含めて1か月以上市内にある方に限ります。

申請方法等：令和4年4月22日（金）までに申請が必要です。※郵送必着

市役所・各支所に出生届を提出される際にご案内します。

すでに出生届を提出された方には、個別通知します。

支 給 額：対象児童1人につき10万円